

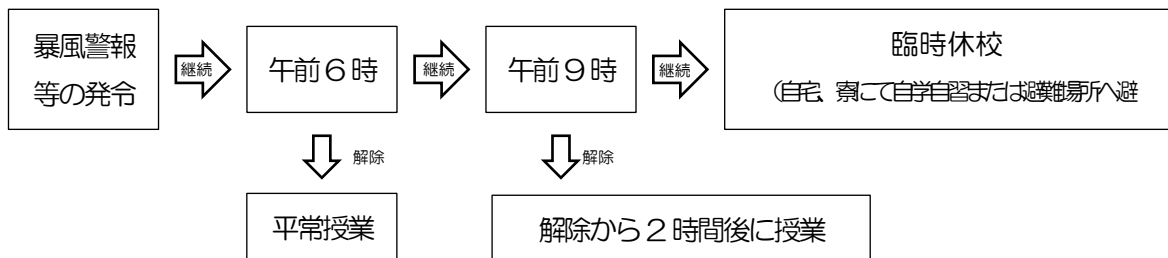
## 警報発令時における生徒の登下校について

### 1. **始業前に学校所在地または居住地に暴風警報、特別警報（全般）が発表されている場合 ※以下暴風警報等**

- (1) 午前 6 時の段階で暴風警報等が発令されている場合は、自宅待機とします。  
(寮生については、寮待機とします。)
- (2) 午前 9 時まで暴風警報等が解除された場合は、解除から 2 時間後を目安に授業を行います。
- (3) 午前 9 時を過ぎても暴風警報等が解除されない場合は、当日の授業は中止します。(臨時休校)

注 (ア) 上記 (2)、(3) の場合であっても、道路、河川、橋梁等の状況によって登校に危険が伴うと思われる場合及び交通機関や通学路の支障・損傷等により登校が困難な場合は、速やかに学校または担任まで連絡する。

- (イ) 登校中に暴風警報等が発令された場合、自宅もしくは学校との距離や移動手段等を考え、自宅や学校以外の施設等も含めて安全と思われる場所に移動(避難)する。(可能な限り、その旨を学校または担任に連絡する。)



### 2. **始業後に学校所在地に暴風警報、特別警報（全般）が発表された場合**

- (1) 原則、直ちに授業を中止し、帰宅させます。
- (2) ただし、台風の進路・速度・勢力、道路や橋梁、交通機関等の状況から、安全に帰宅することが困難な場合は、学校で待機させ、周辺の安全が確認された後、帰宅させます。
- (3) 寮生については学校待機とし、警報解除後、周辺の安全が確認された後、寮へ帰寮させます。
- (4) 上記のいずれであっても、学校から各家庭への一斉メール、または、担任から保護者に電話、メールをします。

### 3. その他

- (1) 上記以外でも気象状況、登下校の安全が確保できない場合は、学校長または副校長の判断により自宅待機とする場合があります。
- (2) その際には、学校から各家庭への一斉メール、または、担任から生徒、保護者に対して電話、メールをします。
- (3) 市町村が発令する特別警報が発令されていない場合や、避難準備（警戒レベル 3 以下）が発令されている場合等であっても学校に登校することが難しい場合は、学校に相談してください。

## 特別警報（全般）について（気象庁 HP より抜粋）

### 特別警報とは何ですか？

「特別警報」は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。

### 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

## 避難準備・避難勧告・避難指示について（内閣府 HP より抜粋）

### 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について

住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応を明確化しました。

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階<sup>※1</sup>に整理しました。

<避難情報等>			<防災気象情報>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 <sup>※2</sup> <small>※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）</small>	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) <sup>※3</sup> <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）</small>	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

(国土交通省、気象庁、都道府県が発令)